

「令和6年版 国家公務員 給与のてびき」 正誤表

○通勤手当：264 ページ 最後の行「数」が印刷されていませんでした。

正	誤
<p>(注)1) 自動車等の使用距離は、一般に利用しうる最短の経路の長さによるものとされている。</p> <p>(2) 1 箇月当たりの平均通勤所要回数は、年間を通じて通勤に要することとなる回数（勤務時間法第6条第1項の週休日及び第14条の休日（勤務することを命じた休日を除く。）を除いて算出する。）を12で除して得た<u>数</u></p>	<p>(注)1) 自動車等の使用距離は、一般に利用しうる最短の経路の長さによるものとされている。</p> <p>(2) 1 箇月当たりの平均通勤所要回数は、年間を通じて通勤に要することとなる回数（勤務時間法第6条第1項の週休日及び第14条の休日（勤務することを命じた休日を除く。）を除いて算出する。）を12で除して得た<u>__</u></p>

○通勤手当：265 ページ (4) イ (ア)：最後の1行の文字が下半分欠けておりました。

正	下線部分が下半分欠けておりました。
<p>イ 支給額</p> <p>(ア) 通常徒歩によることを例とする距離を超えて交通機関等を利用し、かつ、自動車等の使用距離が片道2 km 以上である者</p> <p>運賃等相当額と自動車等の額の合計額（支給限度額は(2)に同じ。支給限度額を超えるときは、55,000 円にその者の支給単位期間のうち最も長い<u>期間の月数を乗じて得た額</u>）</p>	<p>イ 支給額</p> <p>(ア) 通常徒歩によることを例とする距離を超えて交通機関等を利用し、かつ、自動車等の使用距離が片道2 km 以上である者</p> <p>運賃等相当額と自動車等の額の合計額（支給限度額は(2)に同じ。支給限度額を超えるときは、55,000 円にその者の支給単位期間のうち最も長い<u>期間の月数を乗じて得た額</u>）</p>

(注) 265 ページの右欄の参考条項は、それぞれ1行下げてご対応ください。

謹んでお詫び申し上げます。

令和6年7月5日
 一般財団法人公務人材開発協会
 人事行政研究所